

個別事業計画書

所管部署：市民部 国保医療課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業		細事業名	重度心身障害老人健康管理事業		新継区分	継 続
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市重度心身障害老人健康管理事業費支給条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援						
事業実施期間	平成 20 年度 ～ 平成 22 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	重度心身が害老人にとって、医療費の負担が大き く、軽減と支援の施策が求められる。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成 20 年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、 もって障がい者福祉の向上を図るため 老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持 と適切な医療の確保を図る。	85,647
具体的な実施 内 容	後期高齢者医療を受け、身体に一定以上の障がいの ある65歳以上の高齢者の医療費を給付する。			平成 21 年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、 もって障がい者福祉の向上を図るため 老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持 と適切な医療の確保を図る。	85,647
事業の目的	重度心身障がい老人に対し、医療に要する費用を給付 することにより、健康の保持増進を図り、障がい者福祉 の向上を図ることを目的とする。			平成 22 年度	重度心身障がい老人の健康を保持し、 もって障がい者福祉の向上を図るため 老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持 と適切な医療の確保を図る。	85,597
事業の効果	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確 保を図ることができる。						